

議案第117号

つくば市障害者センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年11月25日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市障害者センター条例の一部を改正する条例

つくば市障害者センター条例（平成2年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市福祉支援センター条例

第1条中「つくば市障害者センター」を「つくば市福祉支援センター」に、「障害者センター」を「福祉支援センター」に改める。

第2条及び第3条中「障害者センター」を「福祉支援センター」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「障害者センター」を「福祉支援センター」に改め、同条第1号中「つくば市障害者センター桜」を「つくば市福祉支援センターさくら」に、「つくば市障害者センター豊里」を「つくば市福祉支援センターとよさと」に、「つくば市障害者センター茎崎」を「つくば市福祉支援センターくきざき」に改め、同条第2号中「つくば市障害者センター茎崎」を「つくば市福祉支援センターくきざき」に改める。

第5条から第10条まで及び第13条中「障害者センター」を「福祉支援センター」に改める。

別表中「つくば市障害者センター谷田部」を「つくば市福祉支援センターやたべ」に、「つくば市障害者センター桜」を「つくば市福祉支援センターさくら」に、「つくば市障害者センター豊里」を「つくば市福祉支援センターとよさと」に、「つくば市障害者センター荃崎」を「つくば市福祉支援センターくさざき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年つくば市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表9の項中「つくば市障害者センター」を「つくば市福祉支援センター」に改める。